

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の背景・趣旨

国では、男女共同参画社会の形成の促進を目的として、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の最重要課題として位置付けています。また、この基本法に基づいて平成12年12月に「男女共同参画基本計画」を策定、平成17年2月には「男女共同参画基本計画（第2次）」、現在は、平成22年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画により、総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。

茨城県では、平成13年3月、男女共同参画の推進に向けて行政、県民、事業者が一体として取り組むことを明示した「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、平成14年3月に「茨城県男女共同参画基本計画」を策定、現在は、平成23年3月に策定をした「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」により、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

笠間市では、平成18年3月に「笠間市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20年3月に「笠間市男女共同参画計画」を策定しました。この計画では、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指すため、5つの基本理念に基づき、様々な事業を進めてきました。しかし、少子化に伴う人口減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域におけるつながりの希薄化など社会は大きく変化しており、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが一層求められています。

また、平成24年2月に「健康都市かさま」を宣言し、市内に住むすべての人が、生涯にわたって健康で元気に、幸せな人生を送れるような地域社会づくりに取り組むことも求められています。

現計画は平成24年度で終了することから、今後の笠間市における男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するため、現計画の基本方針や国、県の計画の方向性を踏まえ、平成25年度から29年度を計画期間とする、第2次笠間市男女共同参画計画を策定するものです。

2. 笠間市の現状と課題

市の男女共同参画推進の状況や市民意識調査の結果を踏まえた男女共同参画の現状と課題は以下のとおりです。

男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

男女がお互いを理解し、相手を尊重し合う意識づくりを進めるため、講座やフォーラム、推進作品の募集、人権教育講演会の開催など、さまざまな場や機会を通じて意識啓発に取り組みました。家庭生活や職場、地域における男女の地位の平等感、平成18年の市民意識調査と比較すると、平等と回答した割合がわずかながら伸びており、男女共同参画の意識は着実に深まっています。

しかし、社会全体では、「男性が優遇されている」と感じている割合が高く、男女間の不平等感があることから、今後も、あらゆる世代に対して、男女共同参画の意識啓発に取り組む必要があります。

あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり

男女が対等なパートナーとして、あらゆる意思決定の場に参画し、責任を分かち合いながら、共に協力し合う社会の実現を目指して、女性リーダーの育成や人材情報の把握に努めてきましたが、審議会等の委員に占める女性の割合は未だ低く、女性の意見や考え方を十分に反映しているとはいえない状況にあります。また、家庭における全体的な決定権、地域における慣習や慣行、職場における男女の地位の平等感においても「男性が優遇されている」と感じる割合が高くなっています。

あらゆる分野において、男女が協力し合う社会をめざし、さまざまな場での意識啓発や政策、方針決定の場である審議会等への女性委員の登用を進める必要があります。

自らの希望による働き方が選択できる体制づくり

職場における「男女間の格差や差別がない」の割合は、平成18年の市民意識調査と比較すると増えており、職場における男女共同参画意識が深まっている状況です。また、働きやすい職場環境づくりや仕事と生活の両立支援制度づくりに取り組んでいる「男女共同参画推進事業者」は、現在、18事業者となっております。

しかし、男女共同参画推進事業者は市内事業者の一部にとどまっていることから、引き続き認定を進めるとともに、事業者に対して、働きやすい職場環境づくり、仕事と生活の両立に向けた取り組みを推進する必要があります。

だれもが安心して健康に暮らせる環境づくり

人権を著しく侵害する暴力の根絶と生涯を通じて心身ともに健康に暮らしていく環境づくりを進めるため、男女間の暴力をなくすための意識啓発や家庭教育学級における思春期保健事業、性感染症予防のための講習会、妊娠・出産期における女性の健康支援などを進めてきました。

しかし、配偶者からの暴力は、平成18年の市民意識調査と比較すると、特に、女性に対する「精神的・心理的暴力」、「経済的な圧迫」、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントを受けた方の割合が増えています。

今後も、暴力の防止に向けた意識啓発、あらゆる世代において心身ともに健康に暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

男女共同参画を推進する体制づくり

市の男女共同参画施策への助言や計画策定など、調査審議機関としての「笠間市男女共同参画審議会」及び市の男女共同参画施策の推進及び調整を行う「笠間市男女共同参画庁内推進会議」の設置、市との協働により男女共同参画社会実現のための啓発活動に取り組む「笠間市男女共同参画推進連絡協議会」の設立など、男女共同参画を推進する組織を整えてきました。

しかし、平成24年の市民意識調査からも、市の施策に男女共同参画の視点は「生かしきれていない」、「わからない」とした割合が高く、また笠間市男女共同参画推進連絡協議会の認知度も低いことから、今後も、市職員への男女共同参画の意識啓発や推進組織の活動を支援し、男女共同参画の視点に立った施策を推進する必要があります。

市民意識成果指標の結果

市民意識成果指標	H18	H24	目標（H24）
「男は仕事、女は家事・育児をする」と考える市民の割合	17.8%	13.8%	15%以下
「社会の意識や制度、慣習によって、男女が多様な生き方を選択できていない」と考える市民の割合	61.6%	64.6%	55%以下
学校教育の場において男女の地位が「平等」であると思う市民の割合	44.7%	49.7%	50%以上
「男（女）だからという決めつけは、その人の可能性を閉じ込めてしまう」と考える市民の割合	80.5%	85.6%	85%以上
政治の場において、男女の地位が「平等」であると思う市民の割合	19.8%	18.2%	25%以上
夫婦の役割分担において、家庭管理などにおける全体的な決定権が「平等」な家庭の割合	32.6%	35.7%	40%以上
地域において固定的性別役割分担意識による慣習等は「特にない」と思う市民の割合	34.9%	43.3%	40%以上
家庭内の夫婦の役割分担に「満足している」市民の割合	男 82.9%	男 86.9%	男 85%以上
	女 61.4%	女 64.2%	女 65%以上
1日の家事時間が「なし」の男性の割合	40.3%	平日 31.7% 土曜 32.0% 日曜 30.4%	35%以下
職場において男女の地位が「平等」であると思う市民の割合	22.8%	25.6%	30%以上
職場において賃金、昇給などに「男女格差がある」と思う市民の割合	34.8%	26.3%	30%以下
職場において育児・介護休業を「取りにくい雰囲気がある」と思う市民の割合	33.0%	31.6%	30%以下
過去5年間にパートナーから「暴力を何度も受けた経験がある」市民の割合			
・身体に対する暴力を受けた	1.6%	1.9%	0%
・精神的、心理的な暴力を受けた	4.4%	5.3%	0%
・経済的な圧迫を受けた	2.2%	2.2%	0%
・性的なことについて暴力を受けた	0.5%	0.7%	0%
男女共同参画社会に向けた「取組みが必要だ」と思う市民の割合	76.7%	78.5%	80%以上
市政の各分野において「男女共同参画社会の視点が反映されている」と思う市民の割合			
・教育、文化の分野	43.6%	46.6%	+5%以上
・健康、福祉の分野	48.8%	54.0%	+5%以上
・環境、都市基盤の分野	36.7%	39.2%	+5%以上
・産業の分野	26.4%	27.4%	+5%以上
・自治、まちづくりの分野	37.5%	42.0%	+5%以上

3. 計画の基本理念

本計画は、「笠間市男女共同参画推進条例」に基づき以下の5つを基本理念として掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

(1) 男女の人権の尊重と平等の確保

男女の差別をなくし、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保するとともに、お互いの人権を尊重しながら、生涯にわたる健康と権利を確保することが重要です。

(2) 男女が自立した個人として多様な生き方を選択できる社会づくり

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した個人としてさまざまな活動や生き方ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考えることが求められています。

(3) 男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会を確保することが重要です。

(4) 家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援

家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援のもと、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動等が両立できる仕組みづくりが求められています。

(5) 国際的協調のもとにおける男女共同参画の推進

国際社会におけるさまざまな取り組みを考慮し、市の国際化の実情を踏まえて、国際的な視点を持って男女共同参画の施策を推進することが求められています。

4. 笠間市が目指す将来の姿

基本理念に基づいた男女共同参画社会が推進された笠間市の将来の姿として、それぞれの暮らしの場面において、以下のような姿を目指していきます。

【みんなで築く充実した家庭】

- 一人ひとりが、お互いを尊重し合い、「家族の絆」を大切にしています。
- 固定的な役割分担意識が解消しています。
- 仕事と生活のバランスをとり、家族が協力して子育てや介護などを行っています。



【男女で共に支える職場】

- 不当な差別や人権侵害がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮されています。
- 女性が政策・方針決定過程に参画する機会が保障され、男女共に多様な人材が活躍しています。
- 仕事と生活のバランスに配慮した職場環境が確保されています。



【交流や活動の盛んな活気ある地域社会】

- 男女が主体的に地域活動に参加し、共に協力し合っています。
- 多様な人たちの交流が盛んに行われ、お互いの個性を認め合い、尊重し合っています。
- 芸術・文化活動が盛んに行われ、男女が共に、創造性豊かな地域社会をつくっています。



5. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項における「市町村男女共同参画計画」及び笠間市男女共同参画推進条例第 8 条に基づく「基本計画」に位置づけられ、「笠間市総合計画後期基本計画」を上位計画とした個別計画です。



6. 計画期間

本計画は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 5 カ年を計画期間とします。

H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
国：第3次男女共同参画基本計画（長期的な施策の方向）									
国：第3次男女共同参画基本計画（具体的施策）									
茨城県男女共同参画基本計画（第2次）									
	笠間市総合計画後期基本計画								
		第2次笠間市男女共同参画計画							

7. 基本目標

男女共同参画社会の実現を目指していくために、以下の3つの基本目標を設定します。

【基本目標1】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女が、お互いの違いを認め合い、人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な役割分担意識の解消や男女間における暴力の根絶、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に配慮した生涯を通じた女性の健康支援など、男女の人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを推進します。

【基本目標2】 あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり

男女が社会のあらゆる分野において責任を持って共にかかわり、意見や考え方を反映できるようにするため、政策・方針決定過程の場への女性の更なる参画の推進、女性のための施策として捉えられがちな男女共同参画の男性への意識啓発、子どもの頃からの男女共同参画の理解促進、地域社会における男女共同参画の意識啓発に取り組みます。

【基本目標3】 男女が共に働きやすい環境づくり

男女が共に働きやすい環境づくりを目指して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、女性の就業継続や再就職の支援など、働きたい人がその能力を発揮できる社会づくりへの取り組みを推進します。

8. 重点的に推進する視点

男女共同参画の現状と課題を踏まえ、今回の計画において改めて推進しなければならない視点を次のとおりとします。

(1) 女性の更なる社会への参画促進

多様性に富んだ活力ある社会を作るためには、多様な人材の活用や視点の導入、新たな発想を取り入れることが必要です。そのため、政策・方針決定の場をはじめとして、あらゆる分野への女性の更なる参画を推進します。

(2) 男性にとっての男女共同参画の推進

男女がお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会は、男性がより暮らしやすくなる社会でもあります。そのため、男性の固定的な役割分担意識の解消、長時間労働など働き方を見直し、家庭生活や地域生活への参画を推進します。

(3) 子どもにとっての男女共同参画の理解促進

将来を担う子どもたちが、個性と能力を発揮し、固定観念にとらわれることなく将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進します。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女が仕事や家庭、地域活動、自己啓発など、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるワーク・ライフ・バランスを実現するため、事業者や市民に対しての意識啓発に取り組めます。

9. 計画の体系

基本目標	施 策	具体的な事業
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1 男女共同参画の意識啓発	1.男女共同参画社会の周知・啓発 2.「いいパートナーの日（11月11日）」の周知・啓発 3.「農山漁村女性の日（3月10日）」の周知・啓発 4.かさま男女共同参画推進フォーラムの開催 5.男女共同参画推進作品の募集 6.男女共同参画講座の開催
	2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	1.人権教育講演会の開催 2.DV防止法の周知・啓発 3.セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 4.女性相談窓口の充実 5.家庭児童相談事業の実施 6.被害者保護及び自立支援に向けた関係機関との連携
	3 女性の健康支援	1.両親学級の開催 2.リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発
2 あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画	1.審議会等の女性委員の登用促進 2.女性リーダー養成事業の推進 3.男女共同参画人材バンク登録促進と活用
	2 男性にとっての男女共同参画	1.男性を対象にした講座の開催 2.家庭教育学級の開催 3.家庭教育学級における父親学級の開催 4.児童館事業の実施（父親を対象にした講座の開催）
	3 子どもにとっての男女共同参画	1.男女共同参画作品の募集（再掲） 2.男女共同参画の視点に立った教育・保育の実施 3.国際理解教育の推進 4.家庭教育学級の開催（再掲） 5.家庭教育学級における父親学級の開催（再掲） 6.性感染症予防教育の推進
	4 地域社会における男女共同参画	1.自治会・各種団体への出前講座の開催 2.女性学級の開催 3.男女共同参画に取り組む団体の活動支援 4.女性リーダー養成事業の推進（再掲）
3 男女が共に働きやすい環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	1.事業所への出前講座の開催 2.男女共同参画推進事業者の認定 3.育児・介護を行う労働者への情報提供 4.地域子育て支援センター事業の実施 5.放課後児童クラブ事業の実施 6.ファミリーサポートセンター事業の実施
	2 就業への支援	1.事業所への出前講座の開催（再掲） 2.起業に向けた支援制度の情報提供 3.再就職に向けた就業能力向上等セミナーの情報提供

10. 男女共同参画のあゆみ

年	国連・国	茨城県・笠間市
1975年 (昭50)	【国連】 - 国際婦人年（目標：平等、発展、平和） - 国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) 【国】 「婦人問題企画推進本部」設置	
1977年 (昭52)	【国】 「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」設置	
1978年 (昭53)		【茨城県】 生活福祉部に「青少年婦人課」設置
1979年 (昭54)	【国連】 「女子差別撤廃条約」が国連総会で採択	
1980年 (昭55)	【国連】 国連婦人の10年中間年世界会議開催（コペンハーゲン）	【茨城県】 第2次県民福祉基本計画において「婦人の福祉の向上」を位置づける
1985年 (昭60)	【国連】 - 国連婦人の10年ナイロビ世界会議において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択 【国】 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1986年 (昭61)		【茨城県】 新県民福祉基本計画において「女性の地位向上と社会参加の促進」を位置づける
1987年 (昭62)	【国】 西暦2000年に向けての「新国内行動計画」策定	【茨城県】 「茨城県立婦人教育会館」設置
1991年 (平3)	【国】 「育児休業法」公布	【茨城県】 「いばらきローズプラン21」策定 - いばらきローズプラン21推進委員会、茨城県女性対策推進本部設置
1993年 (平5)	【国】 中学校での家庭科の男女共修実施	
1994年 (平6)	【国】 - 男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 - 高等学校での家庭科の男女共修実施	【茨城県】 福祉部に「女性青少年課」設置
1995年 (平7)	【国連】 - 第4回世界女性会議（北京）において「北京宣言及び行動綱領」を採択 【国】 「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）	【茨城県】 茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」として位置づける
1996年 (平8)	【国】 「男女共同参画2000年プラン」策定	【茨城県】 「いばらきハーモニープラン」策定

年	国連・国	茨城県・笠間市
1997 年 (平 9)	【国】 ・「男女雇用機会均等法」改正	【茨城県】 ・茨城県立婦人教育会館を「茨城県女性プラザ」に改名
1999 年 (平 11)	【国】 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	【茨城県】 ・女性青少年課が福祉部から知事公室へ組織を改編 【笠間市（旧笠間市）】 ・秘書広聴課に女性行政担当設置
2000 年 (平 12)	【国連】 ・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク） 【国】 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001 年 (平 13)	【国】 ・男女共同参画会議、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ・第 1 回男女共同参画週間(6.23～29)	【茨城県】 ・「男女共同参画推進条例」制定 ・「男女共同参画審議会」設置
2002 年 (平 14)		【茨城県】 ・「男女共同参画基本計画」策定 【笠間市（旧笠間市）】 ・「かさま男女共同参画プラン」策定
2003 年 (平 15)	【国】 ・「少子化対策基本法」公布 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004 年 (平 16)	【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	【笠間市（旧笠間市）】 ・「男女共同参画推進条例」施行
2005 年 (平 17)	【国連】 ・「第 49 回国際婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク） 【国】 ・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	【茨城県】 ・「女性プラザ男女共同参画支援室」設置
2006 年 (平 18)	【国】 ・「男女雇用機会均等法」改正	【茨城県】 ・「男女共同参画実施計画」策定 【笠間市（旧友部町）】 ・「友部町男女共同参画プラン」策定 【1 市 2 町合併「笠間市」誕生】 ・秘書課に「男女共同参画推進室」設置 ・「男女共同参画推進条例」再編・施行 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画庁内推進会議」設置 ・男女共同参画行動の日(11 月 11 日)制定 ・男女共同参画市民意識調査実施

年	国連・国	茨城県・笠間市
2007 年 (平 19)	【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定	【茨城県】 ・「いばらきの快適な社会づくり基本条例」制定 【笠間市】 ・「笠間市男女共同参画推進連絡協議会」設立 ・男女共同参画シンボルマーク決定
2008 年 (平 20)		【笠間市】 ・「男女共同参画計画」策定
2009 年 (平 21)	【国】 ・「育児・介護休業法」改正	
2010 年 (平 22)	【国】 ・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定	【茨城県】 ・「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」策定
2011 年 (平 23)		【茨城県】 ・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定
2012 年 (平 24)		【笠間市】 ・男女共同参画市民意識調査実施
2013 年 (平 25)		【笠間市】 ・「第 2 次男女共同参画計画」策定